

2017.10.02

PL レポート(製品安全) <2017 No.7>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第 1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○液石法省令の性能規定化に伴う JIS の制定及び改正

(2017 年 8 月 21 日 経済産業省)

経済産業省は 8 月 21 日、JIS S2152 (直結型及び分離型カートリッジガスこんろ)・JIS S2153 (屋内式カートリッジガスストーブ) の制定、JIS S2147 (カセットこんろ) の改正を行いました。

本 JIS の制定及び改正は、安全規制である「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以後「液石法」)」の関係政省令の運用及び解釈に示した例示基準を、「性能規定」化したことに対応したものです。今後、液石法の規制対象となる製品について、「性能規定」化に対応した JIS を順次整備する予定となっています。

「性能規定」へ移行する安全規制の動きに対し、事業者は自社の製品安全確保に関わるシステムを「仕様規定」対応型から「性能規定」対応型へ順次改定する必要があります。「性能規定」化により、製品開発の自由度は上がる反面、自社で要求性能を満たしていることを立証することが求められます。すなわち、事業者においては、技術基準や JIS 等に適合するだけでなく、市場における様々な使用環境で安全規制が求める性能を確実に発揮する必要があります。そのためには、製品の使われ方をあらかじめ自社設計段階で精査し、リスクアセスメント結果を自社の製品開発・設計・製造等の各プロセスに組み込み、製品に反映することが重要です。また、リスクアセスメントが適切に実施できるよう、社員教育など資質向上もより重要になるといえるでしょう。

出所：

本プレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2017/08/20170821002/20170821002-3.pdf>

○身近な動物による火災事故を NITE が注意喚起

(2017 年 8 月 24 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

8 月 24 日 NITE (独立行政法人製品評価技術基盤機構) は、平成 24 年度から平成 28 年度に報告された製品事故情報のうち、ペット及び小動物や害虫による事故が累計 78 件報告され、うち約 72%の 56 件が火災となっていることなどの注意喚起を行いました。

今回報告された事故のうち、ペット (飼育されている犬、猫、うさぎ、カメ、鳥、魚など) によるものでは、犬や猫が電源をいれたため、火災に至ったと考えられる事故、ペットが尿を掛けたことで機器内部の電気部品でトラッキングが発生し発火した事故、犬が空気清浄機や電気ストーブなど床に置かれている製品の電源コードをかんだりすることでショートして発火した事故が多く発生しています。(表 1 参照)

表1 ペットによる事象別被害状況

事象	件数	人的被害	物的被害		計
		軽傷	拡大被害	製品破損	
ペットが製品の電源を入れたために火災	事故件数	1	8		9
	内火災	1	7		8
ペットの尿等で電子基板がショートしたり、コンセント等でトラッキングが発生したりして発火	事故件数		7	2	9
	内火災		7		7
ペットが電源コードをかじったことにより、ショートして発火	事故件数		5		5
	内火災		4		4
ペットがバッテリーをかんだため、ショートして発熱・発火	事故件数		2		2
	内火災				0
ペットが可燃物をストーブに近づけたことによる火災	事故件数		1		1
	内火災		1		1
計	事故件数	1	23	2	26
	内火災	1	19	0	20

News Release 「身近な動物が思わぬ火災事故を引き起こします」平成29年8月24日 より引用

小動物（ネズミや鳥、ヤモリなどの飼育されていない動物）による事故ではネズミなどが電気冷蔵庫やガス接続具の電源コードや内部配線をかじったことによりショートして発火するケースが多く発生しています（表2参照）。

表2 小動物による事象別被害状況

事象	件数	人的被害	物的被害		計
		軽傷	拡大被害	製品破損	
小動物が電源コードや内部配線をかじったことによりショートして発火	事故件数		7	4	11
	内火災		7	3	10
小動物が電気製品内部に侵入し、基板に接触してトラッキングやショート	事故件数		1	3	4
	内火災		1	3	4
小動物の尿等で電子基板がショートしたり、コンセント等でトラッキングが発生したりして発火	事故件数			4	4
	内火災			4	4
小動物がガスホースをかじってガスが漏れて引火	事故件数		3		3
	内火災		2		2
鳥の巣により排気部（エアコンの排気ダクト、燃焼機器の排気筒）が閉塞	事故件数	1	1	1	3
	内火災		1	1	2
ガスこんろや給湯機など燃焼器具の内部に小動物が侵入して異常燃焼	事故件数		1		1
	内火災				0
計	事故件数	1	13	12	26
	内火災	0	11	11	22

※NITE News Release 「身近な動物が思わぬ火災事故を引き起こします」平成29年8月24日より引用

害虫（ゴキブリ、クモ、ナメクジなど）による事故は、製品の一部が屋外に設置されているもので多く発生しており、主にゴキブリやクモなどがガス風呂釜やエアコンの製品内部に侵入し、基盤に接触してトラッキングやショートを起こし火災となる事故が発生しています。（表3参照）

表3 害虫による事象別被害状況

事象	件数	人的被害		物的被害		被害なし	計
		重症	軽傷	拡大被害	製品破損		
害虫が製品内部に侵入し、基板に接触してトラッキングやショート	事故件数	1	1	2	10	1	15
	内火災	1	1	2	6		10
ガスこんろや給湯機など燃焼器具の内部に害虫が侵入して異常燃焼	事故件数		2	2	5	1	10
	内火災		1	1	1	1	4
製品内部に入り込んだ害虫によって製品が誤作動	事故件数			1			1
	内火災						0
計	事故件数	1	3	5	15	2	26
	内火災	1	2	3	7	1	14

※NITE News Release「身近な動物が思わぬ火災事故を引き起こします」平成29年8月24日より引用

NITEでは、「ペット及び小動物や害虫による事故は、それぞれ発生しやすい場所や製品に特徴がある」として、それぞれの特徴を把握して対策をとることで事故を未然に防ぐことが可能であると指摘しています。

製造事業者は、ペット及び小動物や害虫による事故が発生している要因を正しく認識し、事故防止対策を盛り込んだ製品開発を行うことが重要です。対策を行うに当たっては、動物の行動パターンを想定した使用環境の設定を行い、動物の専門家などの知見を収集し、リスクアセスメントを行うことが望まれます。

出所：

本プレスリリース

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs170824.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○米国消費者製品安全委員会、ハンドスピナーの安全性に懸念を表明

(2017 年 8 月 10 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission、以下 CPSC）の Ms Buerkle 委員長代理は、8 月 10 日、米国で大流行しているハンドスピナー（Fidget Spinner）の安全性に関して、懸念を表明する声明を発表しました。声明の概要は以下の通りです。

- ・ハンドスピナーが壊れて小部品になり誤って飲み込んだ場合、子どもであれば窒息のおそれがあるので、小さい子どもがハンドスピナーに触れないように注意すべきである。また年長の子どものであっても、ハンドスピナーを口に入れないようにし、顔の近くで遊ばないようにすべきである。
- ・充電電池を搭載したハンドスピナーでは火災事故の報告が寄せられているため、充電中はその場を離れてはならない。電源コードはハンドスピナーに付属したものか、接続がきちんとできるものを用いるべきである。
- ・ハンドスピナーを扱う事業者は、CPSC のハンドスピナーに関するビジネスガイド 1)を参照し、12 歳以下の子どもを販売対象にするのであれば、玩具の安全性に関わる各種の基準に適合させなければならない。
- ・使用者は、CPSC のハンドスピナー安全情報サイト 2)を参照し、事故情報を CPSC ヘレポートして欲しい。

ハンドスピナーは、昨年末に米国の経済誌等で取り上げられてから一大ブームになりました。しかしブームが広がるにつれ、外れた部品の誤飲事故や使用中の怪我、充電中の発火事故等が報告されるようになりました。今回の CPSC の声明は、こうした事例を受けて、消費者と事業者の双方に向けて呼びかけられたものです。

ハンドスピナーは日本でも流行していますが、鋭利な形状をした製品や、部品が外れ易い製品など、安全性に懸念のある物も少なからず市場に流通しています。このため日本玩具協会においても、米国と同様の事故を防止することを目的として、「ST 制度でのハンドスピナーの取扱いについて」3)という発表を行い、ハンドスピナーの ST 基準への適合条件をより厳しくするとしています。

構造が単純で数百円程度のものからあり、動作が単純なだけに使い続けたいと言われるハンドスピナーは、これからも一定の需要が続くと思われます。ハンドスピナーを輸入・販売する事業者においては、米国での事故事例を参考にして製品の安全性を予め確認し、安全な製品を市場に供給することが求められます。

※ハンドスピナーとは、ボールベアリングと、その外輪から放射状に伸びるように付くプラスチックや金属等で出来たプレート部分、内輪を軸方向から挟むホールド用の部分で構成され、手や指でプレート部分を回転させることで一定時間プレート部分が回り続ける玩具。基本的には指の間や机の上などで回転するハンドスピナーを眺めたり、ジャイロ効果を感じたりして遊ぶもの。

出所：

本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/about-cpsc/chairman/ann-marie-buerkle/statements/statement-from-acting-chairman-ann-marie-buerkle-1>

参考資料

- 1) Fidget Spinner Business Guidance
<https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Business-Education/Business-Guidance/Fidget-Spinners>
- 2) Fidget Spinners Safety Information Center
<https://www.cpsc.gov/Safety-Education/Safety-Education-Centers/fidget-spinners-safety-information-center>
- 3) ST 制度でのハンドスピナーの取扱いについて
http://www.toys.or.jp/st/pdf/2017/jta_handspinner_20170726.pdf

なお、本文書にはスピナーの充電については言及なし。

○米玩具/育児用品に使用される特定のプラスチック類を第三者機関による試験対象から除外 (2017年8月29日 米国消費者製品安全委員会)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下 CPSC)は、8月29日、子ども向けの玩具および育児用品に関するフタル酸エステル使用規制の見直しに伴い、これまで必要とされていた第三者機関による試験の対象から、ポリプロピレン (PP)、ポリエチレン (PE)、ABS 樹脂 (ABS)、汎用ポリスチレン (GPPS) および3種の耐衝撃性ポリスチレン (SHIPS/HIPS/MIPS : 超耐衝撃/高衝撃/中耐衝撃)の7種のプラスチック類を除外することを決定しました。

一方で、CPSIA (Consumer Product Safety Improvement Act、: 消費者製品安全改善法) の第108条による、6種類のフタル酸エステルの含有量を0.1%未満とする要求事項に変化はなく、事業者は上記7種類のプラスチック類について、第三者機関による試験は強制されないものの、自己管理による法令遵守は求められます。

CPSC は、この試験対象除外の決定により子ども向け玩具/育児用品に関わる製造事業者、輸入・販売事業者等がこれまで試験実施に費やした時間とコストが軽減されるとしており、今後とも同じように規制により生じている不要な負担の解消を進める方針です。

塩化ビニール等のプラスチック素材に柔軟性・弾力性を持たせるための可塑剤として使用されているフタル酸エステル類は、動物実験により発がん性や生殖への悪影響などが指摘されていることから、特に口に入れる可能性のある子ども向けの玩具や育児用品等への使用については各国・地域において厳格な制限が設けられています。例えば、日本においては食品衛生法及び厚生労働省告示、米国においては CPSIA、欧州においては欧州指令 2005/84/EC 等により、品目や対象年齢に若干の差はあるものの、規制すべき6種類のフタル酸エステル類の含有量を0.1%未満とすることを要求しています。

公表されたプレスリリースからは、CPSC が今回これらの7種のプラスチック類を試験対象から除外する決定をした経緯の詳細は明らかにされていませんし、これらの素材が全ての試験対象素材に占める割合も不明です。このため、今回の決定が製品安全確保に及ぼす影響（例えば、試験対象から除外した素材が限度以上のフタル酸エステルを含有していた場合のリスクや、試験対象除外により期待できる負担低減の程度）について評価することはできませんが、関係事業者は他の国や地域の同種規制に関する今後の動向に対して注視すべきでしょう。

出所：

本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/CPSC-Vote-Eliminates-Third-Party-Testing-Requirement-for-Childrens-Toys-and-Child-Care-Articles-with-Certain-Plastics>

CPSC の委員長のプレスステイットメントについては、下記 URL を参照ください。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/CPSC-Vote-Eliminates-Third-Party-Testing-Requirement-for-Childrens-Toys-and-Child-Care-Articles-with-Certain-Plastics>

○家電量販店がリコール対象製品を故意に販売したとして制裁金を支払い

(2017 年 8 月 30 日 米国消費者製品安全委員会)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下 CPSC) は、8 月 30 日、大手家電量販店の Home Depot U.S.A. Inc. (以下「同社」) が、リコール実施中の製品を故意に市場に流通させたとして、570 万ドル (約 6 億円) の制裁金を支払うことに同意したと発表しました。同社は上記の制裁金の支払いに加え、社内において Consumer Product Safety Act (CPSA : 消費者製品安全法) に則ったリコール対象製品の廃棄手順の確立等、法令遵守のための組織・システム等の社内態勢の整備を今後進める予定。

同社は、2012 年 8 月から 2016 年 11 月までの約 4 年間にわたり、33 種のリコール対象製品約 2,800 点を販売していました。CPSC は、同社においてリコール対象製品を正確に識別・隔離するための態勢が不備であったため、市場への流出を未然に防止できなかったと判断しました。

なお、同社は 2015 年 11 月 18 日に CPSC と共同で、販売された製品がリコールの対象である旨を市場に発表して回収を進めています。

米国においては、リコールを実施している製品の販売継続行為が、過去にも複数の事例で明らかになっています。これらに共通する原因として、リコール対象製品の識別・隔離というシステムの不備と、システムの運用も含めた法令遵守への認識の甘さが挙げられています。米国の場合、CPSC が、特に大規模事業者の違法行為については、高額の制裁金を課するという方針で同様な事例の再発防止を進めていますが、事業者は、国・地域およびそこに適用される法規制の罰則の軽重に関わらず、上記の視点での取り組みを積極的に進めるべきでしょう。

出所 :

本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/Home-Depot-Agrees-to-Pay-5-7-Million-Civil-Penalty-Maintain-Compliance-Program-for-Selling-and-Distributing-Recalled-Products>

以 上

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
 - 製品安全管理態勢に関する簡易評価
 - リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
 - 個別製品に関するリスクアセスメント
 - 指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
 - PL事故対応マニュアルの策定
 - リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
 - リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
 - PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
 - 判例・事故例の調査分析
 - 各国の生産物賠償法一覧の提供

MS&AD
© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017